

岩田合同法律事務所 ニュースレター
2025 年 7 月

競争法

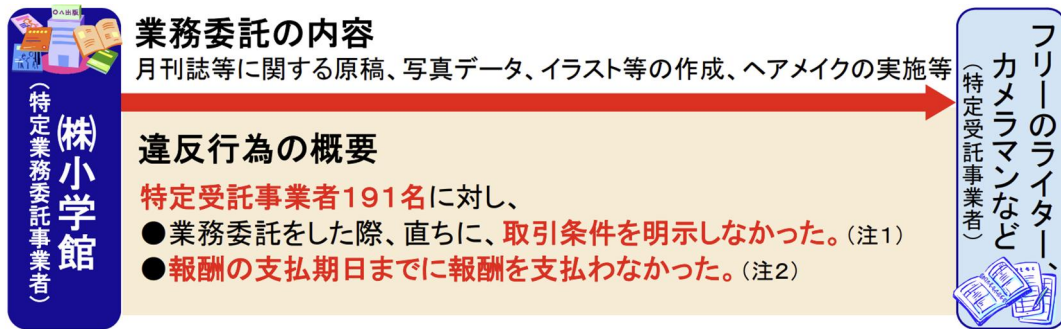
競争法に関する直近の動向

監修：弁護士 [石川 哲平](#)
執筆：弁護士 [上平 達郎](#)
弁護士 [豊田 康興](#)

1 株式会社小学館及び株式会社光文社に対する勧告

株式会社小学館及び株式会社光文社は、公正取引委員会から、2025 年 6 月 17 日、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）に違反したとして、それぞれ勧告を受けました（https://www.jftc.go.jp/houdou/250617_fl_syogakukan.html、https://www.jftc.go.jp/houdou/250617_fl_kobunsya.html）。

両社は、自らが出版する月刊誌に関する原稿の作成等を委託する特定受託事業者（フリーランス）に対し、本件業務委託の際に、直ちにフリーランス法 3 条 1 項に規定する取引条件を書面又は電磁的方法により明示せず、また、報酬の支払期日を明示することなくフリーランスの給付等を受領した日までに報酬を支払わなかったとされます。フリーランス法に違反するとして勧告されたのは、2024 年 11 月 1 日にフリーランス法が施行されて以来初めてです。フリーランスを相手とする取引を行っている企業においては、これまでの取引慣行がフリーランス法に違反しないか確認を行い、フリーランス法遵守体制を構築する必要があります。



【出典：公正取引委員会『株式会社小学館に対する勧告（概要）』<https://www.jftc.go.jp/file.jsp?id=207969>】

2 島村楽器株式会社に対する勧告

島村楽器株式会社は、公正取引委員会から、2025 年 6 月 25 日、フリーランス法上の取引条件の明示義務、期日における報酬支払義務及び不当な経済上の利益の提供要請の禁止に違反したとして、勧告を受けました（https://www.jftc.go.jp/houdou/250625_fl_shimamuragakki.html）。

自らが運営する音楽教室のうちミュージックスクールにおいて行う消費者向けのレッスン、体験レッスン等を委託するフリーランスに対し、無償で体験レッスンを行わせたことにより、当該フリーランスの利益を不当に害していたとされている点が特徴的です。

3 「フードサプライチェーンにおける商慣行に関する実態調査報告書」の公表

公正取引委員会は、2025 年 5 月 12 日、フードサプライチェーンにおける取引の適正化を図るとともに、食品ロスの削減を後押しすることを目的として、食品ロスの発生にもつながる商慣行について、独占禁止法上等の考え方を示すため、取引の実態調査を実施し、当該実態調査の結果を記載した「フードサプライチェーンにおける商慣行に関する実態調査報告書」を公表しました（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/may/0512_foodsupplychain.html）。

当該実態調査は、加工食品業界の流通実態に関する調査（1992 年）、食料品製造業者と卸売業者との取引に関する実態調査（2011 年）、食品分野におけるプライベート・ブランド商品の取引に関する実態調査（2014 年）に続くものです。当該実態調査において、フードサプライチェーンにおける、以下

- ① 3 分の 1 ルール：製造日から、最初の 3 分の 1 に当たる日を製造業者が小売業者に商品を納品しなければならない「納品期限」、次の 3 分の 1 に当たる日を小売店が商品を店頭並べておいてもよい「販売期限」、最後の 3 分の 1 に当たる日までを消費者が商品をおいしく食べられる期間として確保する商慣行

- ② 短いリードタイム：見込み生産（小売業者から発注される前にあらかじめ発注数量を予測して生産）をしなければ納品期日に間に合わないような短納期発注に応じることを、当然の前提とされる商慣行
- ③ 日付逆転品の納品禁止：日付逆転品（小売業者に対して既に納品した商品の賞味期限（又は製造日）よりも1日でも古い賞味期限（又は製造日）の商品）は、当該小売業者に対して納品することは認められないという商慣行
- ④ 日付混合品の納品禁止：日付混合品（小売業者又は卸売業者に対し、賞味期限（又は製造日）の異なる商品を混合した商品）は納品することは認められないという商慣行
- ⑤ 欠品ペナルティ：欠品した（製造業者又は卸売業者が、小売業者から発注された数量を納品期限までに納品できなかった）場合に、その理由の如何を問わず、小売業者の販売機会の喪失を理由として、当該小売業者に対し、補償金の支払などの金銭的ペナルティに応じなければならないという商慣行

の5つの商慣行につき、優越的地位の濫用となるおそれがあるケースを具体的に取りまとめています。フードサプライチェーンに関連する企業においては、上記ケースを確認した上で、必要に応じて取引慣行を改めることを検討する必要があります。

【監修】



石川 哲平（弁護士）

E-mail: teppei.ishikawa@iwatagodo.com

慶応義塾大学法科大学院修了、2013 年弁護士登録。公正取引委員会に 3 年間勤務し、多数の立入検査、事件審査、取消訴訟などを担当し、独占禁止法の実務に深い知見を有する。これらの経験を活かし、多数の当局の調査対応、事業活動に関する法的助言等を行う。

【執筆者】



上平 達郎（弁護士）

Email: tatsuro.kamihira@iwatagodo.com

2019 年一橋大学法科大学院修了、2022 年弁護士登録。
独占禁止法・下請法に関する法的助言のほか、訴訟案件、コーポレート案件等、企業法務全般の業務を取り扱う。



豊田 康興（弁護士）

Email: yasuoki.toyodada@iwatagodo.com

2021 年東京大学法科大学院修了、2023 年弁護士登録。
コーポレート案件など、企業法務全般の業務を取り扱う。

岩田合同法律事務所

1902 年（明治 35 年）、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を創立したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。創立当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として広範な分野で多数の企業法務案件に関与しております。弁護士 110 余名のほか、日本語対応可能な外国法事務弁護士（中国法、フランス法、米国法）も所属し、特別招聘顧問として元最高裁長官大谷直人氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 15 階
岩田合同法律事務所 広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。